

「全国世論調査の現況（令和8年版）」の対象となる調査について

本照会に該当する調査は、下記に示す条件を全て満たすものとしています。

これらの条件に該当するか否かはっきりしない場合は、該当するものとみなしてご回答ください。

【照会対象となる調査の条件】

1. 調査主体として企画、実施したものであること
※委託を受けて実施した調査は除きます。
2. 個人を対象とする調査であること
※世帯や事業所を対象とする調査（世帯内、事業所内の誰が答えてもよい調査）は除きます。ただし、抽出単位が世帯や事業所であっても、世帯主、事業主など特定属性の人を調査対象（回答）者と決めていれば、個人を対象とした調査とします。
3. 調査対象者（母集団）の範囲が明確に定義されていること
※不特定多数の者に無秩序に調査票を配布した調査は除きます。不特定多数の個人を対象としたインターネット調査、及びあらかじめ登録している民間のモニターに対する調査は除きます。
4. 意識に関する調査であること
※意見、要望、不満、知識、関心、判断、評価、態度等に関して主に調査したものであり、視聴率、睡眠時間、運動状況など客観的事実や実態のみを調査したものは除きます。
5. 対象者数（標本数）が500人以上であること
※回答者数（有効回収数）は500人未満でもかまいません。また、事前に設定した回収数に達するまで回収を行った調査は、その回収数（標本数）が500人以上であれば該当とします。
6. 調査項目数（質問数）が10問以上であること
※実態に関する質問、性、年齢等もそれぞれ1問として数えてください。特定の回答をした一部の回答者を対象として続けて行った分岐の質問は、それぞれ1問として数えてください。
※下記のようなマトリクス表形式での質問は3問とします。
質問●：次のア～ウの事柄について、どのように思いますか。

ア. ○○○○	1. そう思う	2. どちらかとも言えない	3. そうは思わない
イ. △△△△	1. そう思う	2. どちらかとも言えない	3. そうは思わない
ウ. □□□□	1. そう思う	2. どちらかとも言えない	3. そうは思わない
7. 調査票や質問紙を用いた調査であること
※対象者一人に1票の調査票を用いていなくても、電話法など、基本調査票により同一質問を個々に行った場合も含まれます。また、集団記入法以外の集団面接法は除きます。
8. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に実施した調査であること

【大学等、地方公共団体の方へ】

大学、大学共同利用機関法人にあっては、当該学部を含む全学部及び学部から独立している研究所等についても、ご回答くださるようお願いいたします。

地方公共団体（都道府県、市及び特別区）にあっては、それぞれ教育委員会及び選挙管理委員会についても、ご回答くださるようお願いいたします。